

事務連絡
令和4年7月25日

保護者の皆様へ

青梅市子ども家庭部子育て推進課長

加藤博之

濃厚接触者の特定および健康観察期間の短縮について（依頼）

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、各御家庭において実施いただいている新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対しまして、重ねて感謝申し上げます。

市では、厚生労働省および東京都からの通知にもとづき、濃厚接触者の特定および健康観察期間の短縮について下記のとおり対応させていただきますのでご承知おきください。

記

1 濃厚接触者の特定について

保健所による濃厚接触者の特定は実施しないものとします。ただし、保育所において陽性者が5名以上発生した場合等、必要に応じて、保健所の判断により、濃厚接触者の特定を実施します。

また、家庭内感染（同一世帯内での感染）の場合は、これまでと同様、保健所において濃厚接触者の特定を実施しますので御注意ください。

2 濃厚接触者の健康観察期間について

濃厚接触者の健康観察期間を7日間から5日間に短縮します。家庭内感染が確認されるなど、濃厚接触者に特定されたお子さんにつきましては、陽性者の方と最後に接触した日を0日目とし、5日目までは健康観察期間となり（6日目に解除）、その間、保育施設への登園はできませんので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

3 その他

上記のとおり、濃厚接触者の特定・行動制限の方法が変更となります
が、保育所における感染拡大防止のため、御家庭におかれましても手洗

い・うがいの徹底、黙食や混雑した場所に外出しない等、引き続き基本的な感染症対策を行っていただくとともに、発熱や倦怠感、のどの痛み等、お子様や同居の御家族の体調が普段と違うときには、登園をお控えいただくよう御協力をお願ひいたします。

以上

<問合せ先>

青梅市子ども家庭部子育て推進課施設給付係、保育・幼稚園係

22-1111 (内線) 2145、2146、2147